

○京都橘大学動物実験委員会規程

2012年7月23日

制定第2191号

最近改正 2015年3月23日

(目的)

第1条 京都橘大学において実施される動物実験等を、関係法令および「京都橘大学動物実験等の実施に関する規程」に基づき適正に遂行するため、京都橘大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 動物実験計画（以下「実験計画」という。）の審査に関する事項
 - (2) 実験計画の実施状況および結果の点検および検証に関する事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する事項
 - (4) 動物実験施設の維持管理に関する事項
 - (5) 動物実験等に係る教育訓練、自己点検・評価および情報公開に関する事項
 - (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項
- 2 委員会は、「京都橘大学動物実験等の実施に関する規程」に基づき、動物実験実施者および実験動物管理者に対し、必要に応じて適切な指導および助言を行う。
- 3 委員会は、動物実験等に関する事項について調査および検討し、必要あるときは学長に報告または提案することができる。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が任命する。

- (1) 健康科学部長および健康科学研究科長
 - (2) 動物実験および実験動物に関して専門的知識を有する者 2名
 - (3) 動物実験等に直接関与しない者で学識経験を有する者 2名
 - (4) その他委員長が必要と認めた学外有識者を加えることができる。
- 2 委員会に委員長をおき、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が召集し、議長は委員長があたる。

- 1 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員は、自らが動物実験実施者となる実験計画の審査に加わることはできない。
- 4 委員は、実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(審査の基準)

第6条 実験計画の審査の基準は、一般的に妥当と認められる倫理的規範に基づくほか、次の各号に掲げる関係法令および規程等への適合性による。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
- (2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）
- (3) 動物の処分方法に関する指針（平成7年7月4日総理府告示第40号）
- (4) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日文部科学省告示第71号）
- (5) 関連する動物実験等に関する法令、所轄庁の指針等
- (6) 京都橘大学動物実験等の実施に関する規程

(実験計画の審査)

第7条 委員会は、本学における動物実験等に係る実施計画が適正に立案されたか否かを客観的な視点および科学的合理性の確保の観点から審査する。

(審査の付託)

第8条 学長は、動物実験実施計画書の提出を受けたときは、すみやかに、委員長にその審査を付託する。

(審査の実施)

第9条 委員長は、学長から付託を受け、当該計画を審査に付し、判定を行う。

- 2 委員会は、必要あるときは、申請者を当該実験計画の審査を行う会議に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。
- 3 委員会は、審査の経過を勘案して、申請者に対して実験計画の変更を勧告することができる。
- 4 審査の判定は、次に掲げる表示により行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 再申請
- (4) 不承認

(審査の結果)

第10条 委員長は、実験計画の判定結果を学長に報告する。この場合において、判定の結果が前条第4項第2号のときにはその条件を、同第3号のときにはその理由を、それぞ

れ付記する。

2 学長は、前項による判定結果の可否を決定し、別に定める審査結果通知書により、すみやかに申請者に通知する。

3 委員長は、審議の経過および結果を文書でもって記録および保存し、必要と認めたときは公表することができる。

(実験計画等の変更)

第11条 申請者が、第9条第4項第1号または第2号の判定を受けた実験計画において、計画内容等の変更をしようとするときは、その変更について、あらかじめ委員長の承認を得なければならない。

(再審査)

第12条 申請者が、第9条第4項第3号または第4号の判定を受けた実験計画において、その判定結果に異議のあるときは、異議の根拠となる資料を添えて、委員長に再審査の申請をすることができる。

2 再審査の方法については、第8条ないし第10条の規定を準用する。

(動物実験結果の検証)

第13条 委員会は、本学における動物実験等に係る実施計画が適正に履行されたか否かを、関係法令および規程等の遵守状況ならびに実施結果の適正性の観点から検証する。

(検証の諮問)

第14条 学長は、動物実験実施報告書の提出を受けたときは、すみやかに、委員長にその検証を諮問する。

(検証の実施)

第15条 委員長は、学長から諮問を受けたときは、当該報告書を委員会において審議し、点検を行う。

(検証の結果)

第16条 委員長は、実験結果の検証結果を学長に報告する。この場合において、必要に応じ適正な動物実験等の実施に向けた改善措置を学長に提案することができる。

2 学長は、検証の結果により、関係法令および規程等への適合性について把握するとともに、委員会の報告に基づき、必要に応じて、適正な動物実験等の実施に向けた改善措置を講じる。

(委員会の運営)

第17条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項については、委員会の議を経て、別に定めることができる。

(事務)

第18条 委員会の事務は、学術振興課が行う。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2012年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。